

平成 16 年度国民経済計算確報及び平成 12 年基準改定結果
(経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数)

平成 18 年 5 月 18 日
内 閣 府
経済社会総合研究所
国民経済計算部

1. 経済活動別の就業者数・雇用者数

(1) 12 年基準改定作業を行った。国勢調査をもとに労働力調査等を用いて各暦年・年度値を推計しており、7 年基準改定後に公表された 12 年国勢調査や 14 年就業構造基本調査など数年毎に行われる大規模な調査を基礎統計に取り入れて 12 年基準改定を行った。

(2) 推計結果の概要は、以下の通り。

- ・ 就業者数全体では、16 年度 6,370.3 万人となり、前年度に比べて 13.1 万人増加したが、8 年度に比べると 340.9 万人減少した。雇用者数全体では、16 年度 5,441.3 万人となり、前年度に比べて 18.3 万人増加したが、8 年度に比べると 130.3 万人減少した。
- ・ 製造業の雇用者数は 16 年度 1,016.7 万人となり、前年度に比べて 21.2 万人減少し、8 年度に比べると 239.7 万人減少した。
- ・ サービス業(産業分)の雇用者数は 16 年度 1,828.3 万人となり、前年度に比べて 75.3 万人増加し、8 年度に比べると 401.3 万人増加した。

2. 経済活動別の労働時間数

(1) 国民経済計算においては、93SNA の導入(平成 12 年秋、平成 7 年基準)以来、労働生産性の分析等に資するよう労働投入量として、年間(年度、暦年別)の平均就業者数・雇用者数と雇用者一人当たりの年間(年度、暦年別)の平均労働時間数を推計、公表している。12 年基準での労働時間数の推計・作表にあたっては、7 年基準から公表形式等の改定を行った。

(2) 推計結果の概要は、以下の通り。

- ・ 雇用者全体の平均労働時間は、16 年度 1830.2 時間となり、前年度に比べ 10 時間の減少(0.5%減少)となった。また、今回の 12 年基準改定対象初年度 8 年度に比べて 85.2 時間減少した。
- ・ 製造業の平均労働時間は、16 年度 1987.6 時間となり、前年度に比べ 6.2 時間の増加(0.3%増加)となったが、8 年度に比べて 3.7 時間減少した。
- ・ サービス業(産業分)の平均労働時間は、16 年度 1747.3 時間となり、前年度に比べ 19.4

時間減少(1.1%減少)し、8年度に比べると105.7時間減少した。

(3) 労働時間数改定の主なポイントは以下の通り。

(公表形式)

7年基準での労働時間数表の産業分類は、「日本標準産業分類(JSIC)」によっていた。これはSNAでの産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者を区別する経済活動別分類ではなく、例えばサービス業には政府サービスや対家計民間非営利サービスが含まれる分類となっていた。

12年基準では、国内総生産、要素所得、雇用者数と同じSNA経済活動分類での労働時間数表に改定した。

(組み換えの方法)

- ・ 7年基準においては、毎月勤労統計調査の産業別一人当たり労働時間数を用いて日本標準産業分類による一人当たり平均労働時間数を推計していた。
- ・ 12年基準においては、毎月勤労統計調査の産業別一人当たり労働時間数を用いて、SNAに沿った経済活動別産業分類に組み替えている。毎月勤労統計調査の産業別労働時間数は事業所単位をベースにしており、経済活動別に見ると複数の産業における生産活動を含んでいるため、事業所統計における経済活動別の情報を用いて組み換えを行う必要がある。その際に単に雇用者数のウェイトを用いるのではなく、それぞれの産業において副業者比率や有給家族従業者の比率が異なっていることから、それを反映させた延べ労働時間数を求め、そのウェイトを用いて組み換えを行っている。

なお、計数表については、「平成16年度国民経済計算確報及び平成12年基準改定結果」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h16-kaku/18annual-report-j.html>) 5.付表(3)経済活動別の就業者数・雇用者数、労働時間数 を参照されたい。

(参考) 分類の変更について
(新)

経済活動別分類(SNA)
1. 産業
(1) 農林水産業
(2) 鉱業
(3) 製造業
a. 食料品
b. 繊維
c. パルプ・紙
d. 化学
e. 石油・石炭製品
f. 窯業・土石製品
g. 一次金属
h. 金属製品
i. 一般機械
j. 電気機械
k. 輸送用機械
l. 精密機械
m. その他の製造業
(4) 建設業
(5) 電気・ガス・水道業
(6) 卸売・小売業
(7) 金融・保険業
(8) 不動産業
(9) 運輸・通信業
(10) サービス業
2. 政府サービス生産者
(1) 電気・ガス・水道業
(2) サービス業
(3) 公務
3. 対家計民間非営利サービス生産者
(1) サービス業

(旧)

産業分類(日本標準産業分類)
1. 農林水産業
2. 鉱業
3. 製造業
(1) 食料品
(2) 繊維
(3) パルプ・紙
(4) 化学
(5) 石油・石炭製品
(6) 窯業・土石製品
(7) 一次金属
(8) 金属製品
(9) 一般機械
(10) 電気機械
(11) 輸送用機械
(12) 精密機械
(13) その他の製造業
4. 建設業
5. 電気・ガス・水道業
6. 卸売・小売業
7. 金融・保険業
8. 不動産業
9. 運輸・通信業
10. サービス業
11. 公務

(備考) 国民経済計算で用いる経済活動別分類と日本標準産業分類とは同一名称の産業でも、対象範囲が異なっている場合があるなど比較する場合には注意を要する。例えば、日本標準産業分類では廃棄物処理はサービス業に含まれるが、経済活動別では電気ガス水道業に含まれるなど、内訳細分類は異なっている場合が多い。